



# 平成21年3月30日(月)より戸籍事務が電算化されます。

## 3 文字の正字化<sup>せいじか</sup>

俗字・誤字を正字化します。

**文字の正字化は『氏名の変更』ではなく、戸籍表記上の修正です。**

**正字**とは 常用漢字表（漢和辞典・康熙字典<sup>こうき</sup>）などで裏づけがある文字

**俗字**とは 常用漢字表（漢和辞典・康熙字典<sup>こうき</sup>）で俗字とされている文字

**誤字**とは 正字・俗字に属さない文字、戸籍記載者や届出者の書き癖による文字

文字の正字化について、次号、詳細な説明を予定しております。

## 4 小字（こあざ）表記の変更

小字表記が旧表示の方を対象に法務局での登記表示に更正します。

法務局においても土地登記簿電算化が完了しており、既に小字表記等の統一が図られています。

現在		電算化後
廣野町	→	広野町
西ノ澤	→	西の沢
北ノ内前	→	北の内前
火ノ口	→	火の口 など



## 5 地番表示の修正

広野町に本籍、住民票登録がある方の地番表示から『の』を消除し、『番』を『番地』に修正します。

1 2 3 番地の 1 → 1 2 3 番地 1

2 3 4 番の 1 → 2 3 4 番地 1

3 4 5 番地のイ号 → 修正無し

通常『番』での表示は土地登記上の表示であり戸籍や住民票での表示は『番地』となります。

### お知らせ

③文字の正字化、④小字表記の変更や⑤地番表示の修正は、名称・地番号を別のものにするのではなく、表記上の修正ですので資格証等の変更手続きは必要ないと考えられますが、資格証等の発行者から変更・修正要請があった場合は、戸籍証明・住民票を無料発行いたしますので資格証等を戸籍の窓口へ持参してください。

詳しくは、町民保健グループ戸籍担当へ ☎27-2113